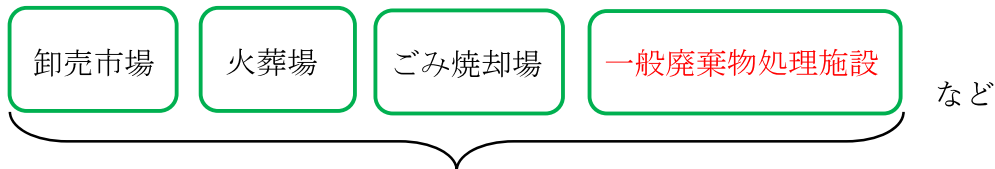


建築基準法第 5 1 条ただし書きの許可について

都市計画区域内では・・・



周辺環境に大きく影響を及ぼすおそれのあるもの

Ⅱ

原則（都市計画決定）

都市計画においてその位置が決定していなければ、
新築し又は増築してはならない。

例外（ただし書きの許可）

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、
その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、
新築し又は増築することができる。

本案件については、君津市都市計画審議会の答申を踏まえ、特定行政庁である千葉県が許可するものとなります。

【議案概要】（一般廃棄物処理施設）

許可対象：処理能力が 5t/日以上のもの

施設の処理能力

選別、圧縮梱包施設：413.16 t/日

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社 佐久間 代表取締役 佐久間 仁宣	君津市坂田字浜ノ作 39 番 22 の一部、39 番 37	4,610.87 m ²	準工業地域

※敷地の位置は、位置図のとおり。

(理由)

本敷地は、JR 内房線君津駅から北に約 1.6 キロメートル離れた位置にあり、準工業地域に位置している。

施設は、幅員 9.0 ～ 9.2 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

※主要な搬出入経路については、計画図のとおり。

計画概要書

1 施設の種類 一般廃棄物処理施設

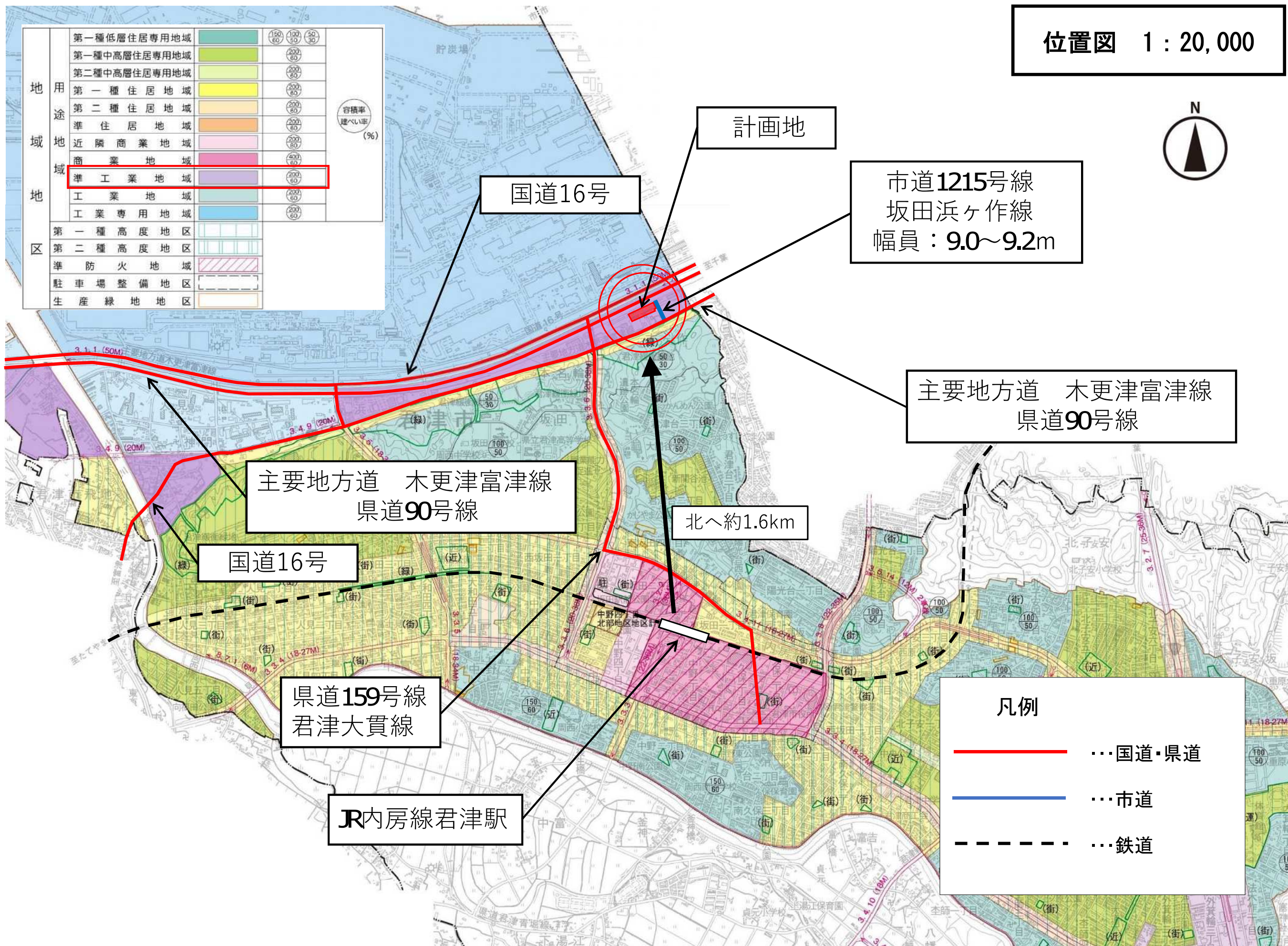
2 施設の処理能力

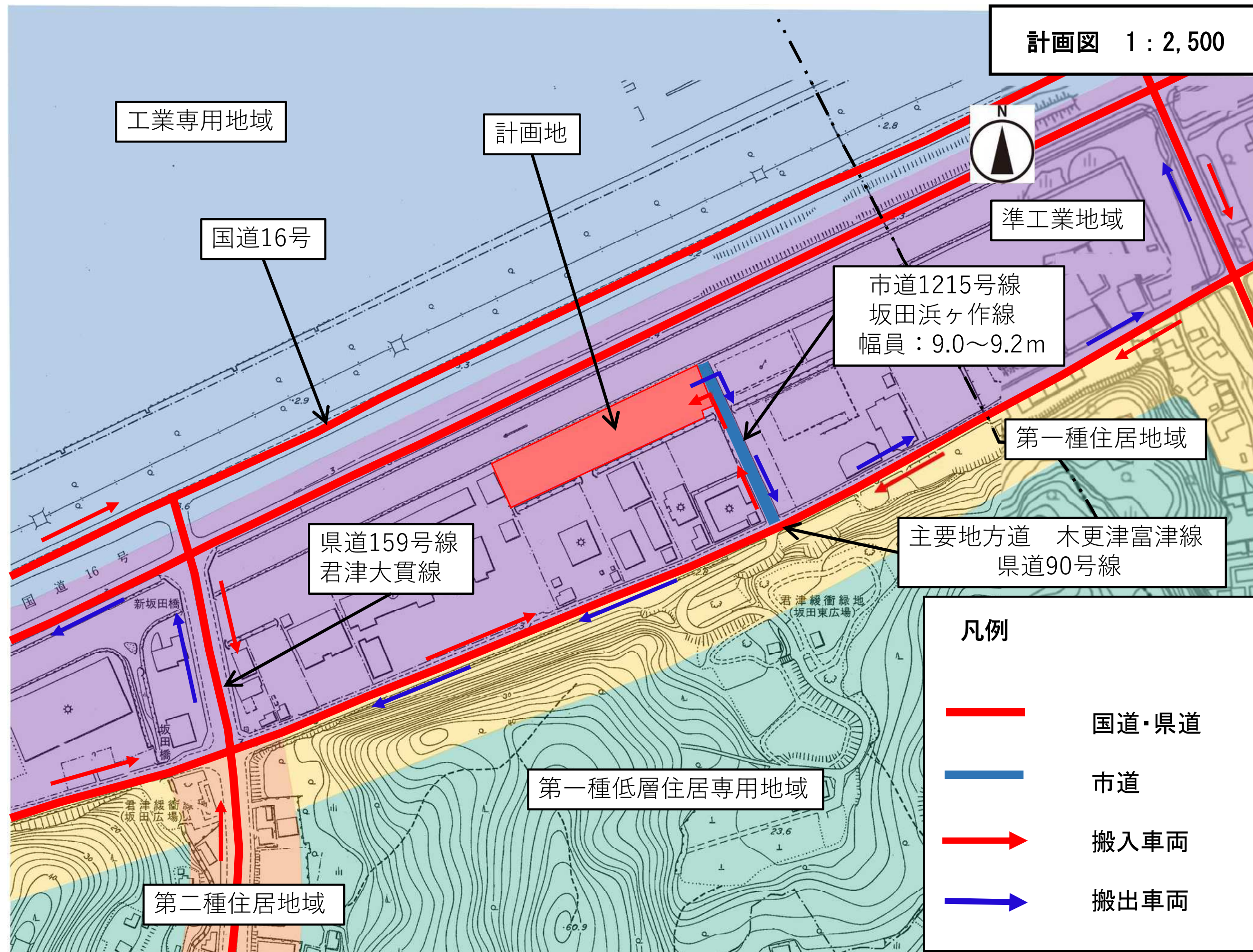
《新設》選別施設 : 1 基 廃プラスチック類、 33.0t/日
可燃ごみ、不燃ごみ、
資源物（缶類、ビン類）、
有害物（乾電池など）

《新設》圧縮梱包施設 : 1 基 廃プラスチック類、 413.16t/日
可燃ごみ、不燃ごみ (律速)

3 建築物 新築 3 棟

※施設内の配置図は、配置図のとおり。





令和 6 年度第 1 回君津市都市計画審議会「第 1 号議案」概要

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設 (一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(君津市)について

1 施設の概要

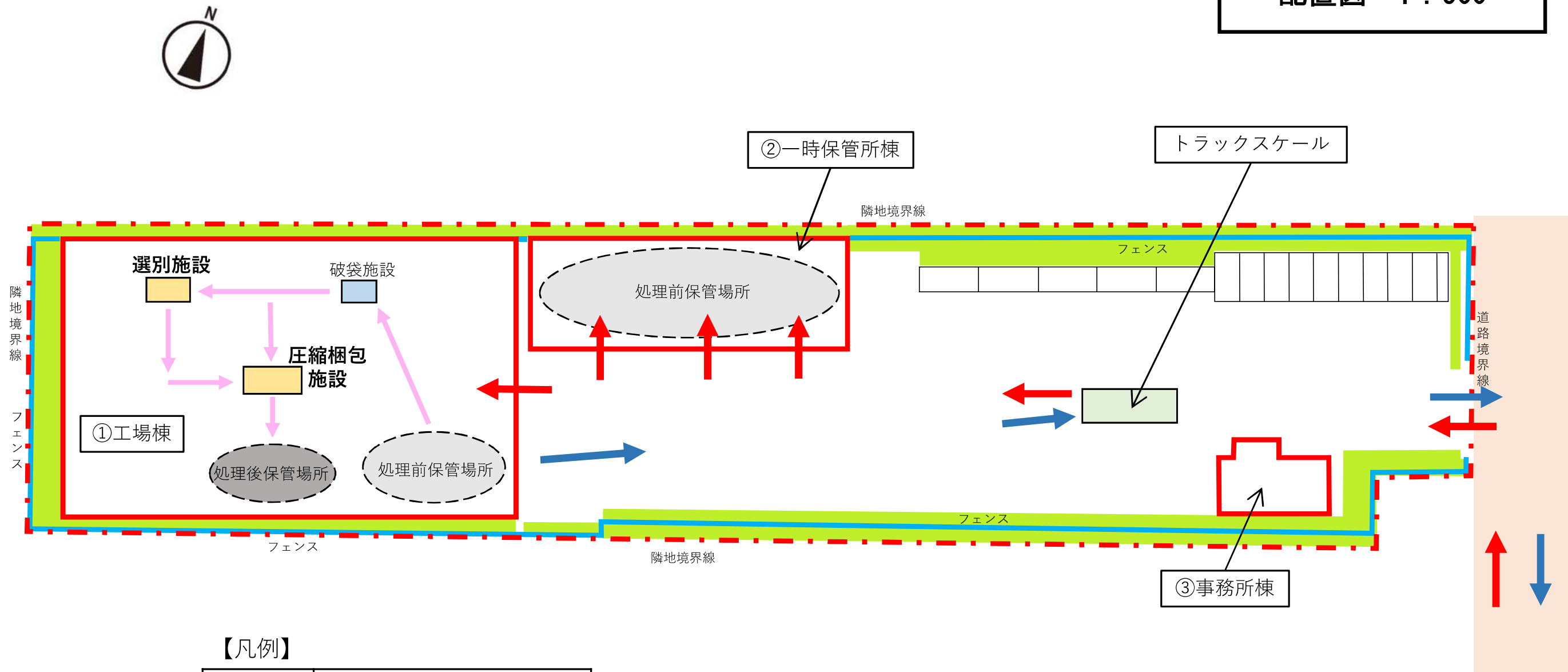
設置者	株式会社 佐久間 代表取締役 佐久間 仁宣		
敷地面積	4,610.87 m ²	前面道路幅員	9.0～9.2m
処理施設	選別施設 : 1 基	廃プラスチック類、 可燃ごみ、不燃ごみ、 資源物（缶類、ビン類） 有害物（乾電池など）	33.0t/日
	圧縮梱包施設 : 1 基	廃プラスチック類、 可燃ごみ、不燃ごみ	413.16t/日

2 審査指標

敷地の位置の適格性
・ 県及び市の都市計画と整合している。 ・ 申請地は準工業地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
・ 主要な搬出入経路は、幅員 9.0～9.2m の市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は 1 日あたり最大約 38 台) ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ 2.0m 以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1 : 500



【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地(729㎡、15. 81%)
	搬入
	搬出
	フェンス H=2. 0m
	処理施設(許可対象)
	処理施設(許可対象外)
	処理前保管場所
	処理後保管場所
	処理フロー

土地利用計画表			
番号	用地	建築面積	割合
①	工場棟	1,306.20㎡	28.32%
②	一時保管所棟	412.02㎡	8.94%
③	事務所棟	69.55㎡	1.51%
	計	1,787.77㎡	38.77%

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に該当しないため。
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する 特定施設に該当しないため。
	君津市 環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：8～19時（11時間）〕
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
	君津市 環境保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：8～19時（11時間）〕
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
振 動	振動規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：8～19時（11時間）〕
				時間帯
				昼間（8～19時）
				夜間（19～8時）
	君津市 環境保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：8～19時（11時間）〕
				時間帯
				昼間（8～19時）
				夜間（19～8時）
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく悪臭原因物質を取り扱わないため。
	君津市 環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく特定施設に該当しないため。
	君津市 環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。